

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（3件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 2
- 市道の路線認定【建設局総務部管理課】 5
- 市道の路線変更【建設局総務部管理課】 7
- 市道の路線廃止【建設局総務部管理課】 8
- 道路の区域決定【建設局総務部管理課】 9
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 10

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 11

北九州市告示第 303 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 6 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

上の原自治区会第八町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	児玉佳代子	北九州市八幡西区上の原四丁目 28 番 25 号
変更後	若原敦朗	北九州市八幡西区上の原四丁目 30 番 6 号

3 主たる事務所の変更

変更前後の別	主たる事務所の所在地
変更前	北九州市八幡西区上の原四丁目 28 番 25 号
変更後	北九州市八幡西区上の原四丁目 30 番 6 号

4 変更年月日

平成 30 年 4 月 15 日

北九州市告示第304号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成30年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 認可地縁団体の名称  
本城パークタウン町会
- 2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	廣川陽一	北九州市八幡西区本城五丁目2番14号
変更後	山元修一	北九州市八幡西区本城五丁目2番29号

- 3 変更年月日  
平成30年5月13日

北九州市告示第 305 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 30 年 6 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

星ヶ丘自治区会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	末次敏郭	北九州市八幡西区星ヶ丘三丁目 20 番 5 号
変更後	花井英敏	北九州市八幡西区星ヶ丘七丁目 10 番 11 号

3 変更年月日

平成 30 年 4 月 21 日

北九州市告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成30年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
3283	大里新町5号線	門司区大里新町	門司区大里新町
3395	東城野町12号線	小倉北区東城野町	小倉北区東城野町
6322	上吉田113号線	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目
6323	上吉田114号線	小倉南区上吉田一丁目	小倉南区上吉田一丁目
6324	中曽根東19号線	小倉南区中曽根東二丁目	小倉南区中曽根東二丁目
6325	長野東町4号線	小倉南区長野東町	小倉南区長野東町
6326	蜷田若園52号線	小倉南区蜷田若園三丁目	小倉南区蜷田若園三丁目
6327	蜷田若園53号線	小倉南区蜷田若園三丁目	小倉南区蜷田若園三丁目
6328	沼南町19号線	小倉南区沼南町二丁目	小倉南区沼南町二丁目
6329	沼南町20号線	小倉南区沼南町二丁目	小倉南区沼南町二丁目

6 3 3 0	東貫 2 5 号線	小倉南区東貫三丁目	小倉南区東貫三丁目
6 3 3 1	横代北町 9 7 号線	小倉南区横代北町二 丁目	小倉南区横代北町二 丁目
6 3 3 2	若園 9 3 号線	小倉南区若園二丁目	小倉南区若園二丁目
7 0 1 8	上上津役 1 5 1 号線	八幡西区上上津役三 丁目	八幡西区上上津役三 丁目
7 0 1 9	木屋瀬 1 0 7 号線	八幡西区木屋瀬四丁 目	八幡西区木屋瀬四丁 目
7 0 2 0	千代 1 9 号線	八幡西区千代二丁目	八幡西区千代二丁目
7 0 2 1	千代 2 0 号線	八幡西区千代二丁目	八幡西区千代二丁目
7 0 2 2	本城東 8 6 号 線	八幡西区本城東二丁 目	八幡西区本城東二丁 目
7 0 2 3	町上津役西 5 2 号線	八幡西区町上津役西 三丁目	八幡西区町上津役西 三丁目
1 8 8 8	丸町 2 9 号線	戸畑区丸町一丁目	戸畑区丸町一丁目

北九州市告示第 307 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 6 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点
2455	頓田 46 号線	新	若松区大字頓田	若松区大字頓田
		旧	若松区大字頓田	若松区大字頓田
3674	塩屋 76 号線	新	若松区大字塩屋	若松区大字塩屋
		旧	若松区大字塩屋	若松区大字塩屋
5015	本城 14 5 号線	新	八幡西区御開一丁目	八幡西区大字本城
		旧	八幡西区大字本城	八幡西区大字本城

北九州市告示第 308 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 6 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	起 点	終 点
1 5 3 6	木下 5 5 号線	小倉南区大字木下	小倉南区大字木下
4 9 2 4	本城 5 4 号線	八幡西区大字本城	八幡西区大字本城
4 9 2 8	本城 5 8 号線	八幡西区大字本城	八幡西区大字本城
4 9 3 4	本城 6 4 号線	八幡西区大字本城	八幡西区大字本城

北九州市告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成30年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
7018	上上津役 151号 線	八幡西区上上津役三丁目13 94番28から 八幡西区上上津役三丁目13 94番33地先まで	5.0 ～ 9.7	68.0

北九州市告示第 3 1 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 6 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
2 3 9 9	上上津役 5 0 号線	八幡西区上上津役三丁目 1 3 9 4 番 2 8 地先から 八幡西区上上津役三丁目 1 3 9 4 番 3 5 地先まで	平成 3 0 年 6 月 2 6 日
7 0 1 8	上上津役 1 5 1 号 線	八幡西区上上津役三丁目 1 3 9 4 番 2 8 から 八幡西区上上津役三丁目 1 3 9 4 番 3 3 地先まで	平成 3 0 年 6 月 2 6 日

北九州市公告第429号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成30年6月26日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区上上津役五丁目1 194番1及び1204番1から1 204番3まで並びに無番のうち	北九州市八幡西区上の原三丁目1 8番13号 有限会社光メディカル 代表取締役 森園啓子